

広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム

〔2024－2029〕

(案)

令和6年（2024年）3月

広島市

目 次

第1章 プログラムの概要

1	策定の趣旨	1
2	プログラムの性格	1
3	計画期間	1
4	基本方針	1
5	取組の柱	2
	(1) 早期発見、早期療育のための取組・体制の充実	
	(2) 療育・支援体制の充実	
	(3) 保育園等、幼稚園・学校等における支援の充実	
	(4) 地域生活支援及び就労支援の充実	
	(5) 相談支援の充実	
	(6) 発達障害についての理解の促進と差別解消等に向けた取組の推進	
6	取組の柱と施策体系	3
7	事業・取組の推進に当たっての方向性	4
	(1) 市民、地域団体、市民活動団体、企業等との協働	
	(2) 関係機関等との連携	
	(3) 発達障害者支援センターの機能強化	

第2章 具体的な事業・取組

1	早期発見、早期療育のための取組・体制の充実	5
2	療育・支援体制の充実	5
3	保育園等、幼稚園・学校等における支援の充実	7
4	地域生活支援及び就労支援の充実	9
5	相談支援の充実	10
6	発達障害についての理解の促進と差別解消等に向けた取組の推進	12

第3章 事業展開

1	年度別の事業展開	13
2	ライフステージに応じた事業展開	18
《参考》 検討経過		19

第1章 プログラムの概要

1 策定の趣旨

平成17（2005）年4月に発達障害者支援法が施行され、発達障害が法律上位置づけられるとともに、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見、早期の発達支援、就労・地域生活等に関する支援及び発達障害者の家族への支援を図ることが規定されました。

そのため、本市では、「広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム」を策定し、支援に取り組んできましたが、現行プログラムの計画期間が令和5（2023）年度で終期を迎えます。

発達障害については、他の障害に比べて、認知されはじめて日が浅く、一層の啓発が求められるとともに、平成28（2016）年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行され、発達障害者へのより一層の支援の充実が求められています。

また、「障害者基本法」に基づき令和5年3月に策定された「障害者基本計画（第5次）」において、発達障害については、引き続き、社会全体の理解促進、家族支援、福祉・労働・教育・医療分野の取組等を総合的に進めていくことが重要であるとされていることから、本市でも、引き続き、これらの関係機関がそれぞれの役割を認識しながら連携を図り、共通の視点に立って、発達障害者への支援を総合的、計画的に進めていく必要があります。

これらのことを踏まえ、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とする、新たな「広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム」を策定しました。

2 プログラムの性格

本プログラムは、「広島市障害者計画〔2024－2029〕」に掲げる発達障害者支援に関する施策を実現していくための具体的な事業・取組を定めるものです。

3 計画期間

本プログラムの計画期間は、「広島市障害者計画〔2024－2029〕」の計画期間に合わせ、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

4 基本方針

発達障害者支援に関する事業・取組を展開するに当たり、次の3つの基本方針を掲げます。

(1) 発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行うための体制の充実

発達障害のある子どもを早期に発見し、その子どもの状況に応じた適切な支援を速やかに行うための体制の充実を図ります。

(2) 乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援

乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた適切な支援を行うとともに、その支援がライフステージを通じて途切れることがないように取り組みます。

(3) 共生社会の実現に向けた取組の推進

全ての発達障害者が社会参加の機会を確保され、住み慣れた地域社会において安心して自立した生活を送ることができるよう取り組みます。

5 取組の柱

(1) 早期発見、早期療育のための取組・体制の充実

発達障害を早期に発見し、早期に療育を行うため、乳幼児健診等の充実を図り、発達障害の可能性のある子どもを持つ保護者の気づきを促すための取組を行うとともに、こども療育センター等の医療機関への受診に至るまでの支援を行います。

(2) 療育・支援体制の充実

発達障害を早期に診断し、速やかに専門的な発達支援を行うとともに、その家族への支援を充実させるため、こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門性の向上等による療育の充実を図るとともに、地域における療育の充実に向けた支援等にも取り組みます。

(3) 保育園等、幼稚園・学校等における支援の充実

発達障害児が学校生活や卒業後の社会生活を円滑に送ることができるよう、保育園等及び幼稚園・学校において、こども療育センター等専門機関との連携や研修の実施等を行うことにより支援の専門性を向上させるとともに、放課後活動等も含めた支援体制の充実に取り組みます。

(4) 地域生活支援及び就労支援の充実

発達障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、関係機関との連携強化の下、障害の特性に応じた生活環境整備のほか発達障害者やその家族への生活支援の充実とともに、就労に向けた支援に取り組みます。

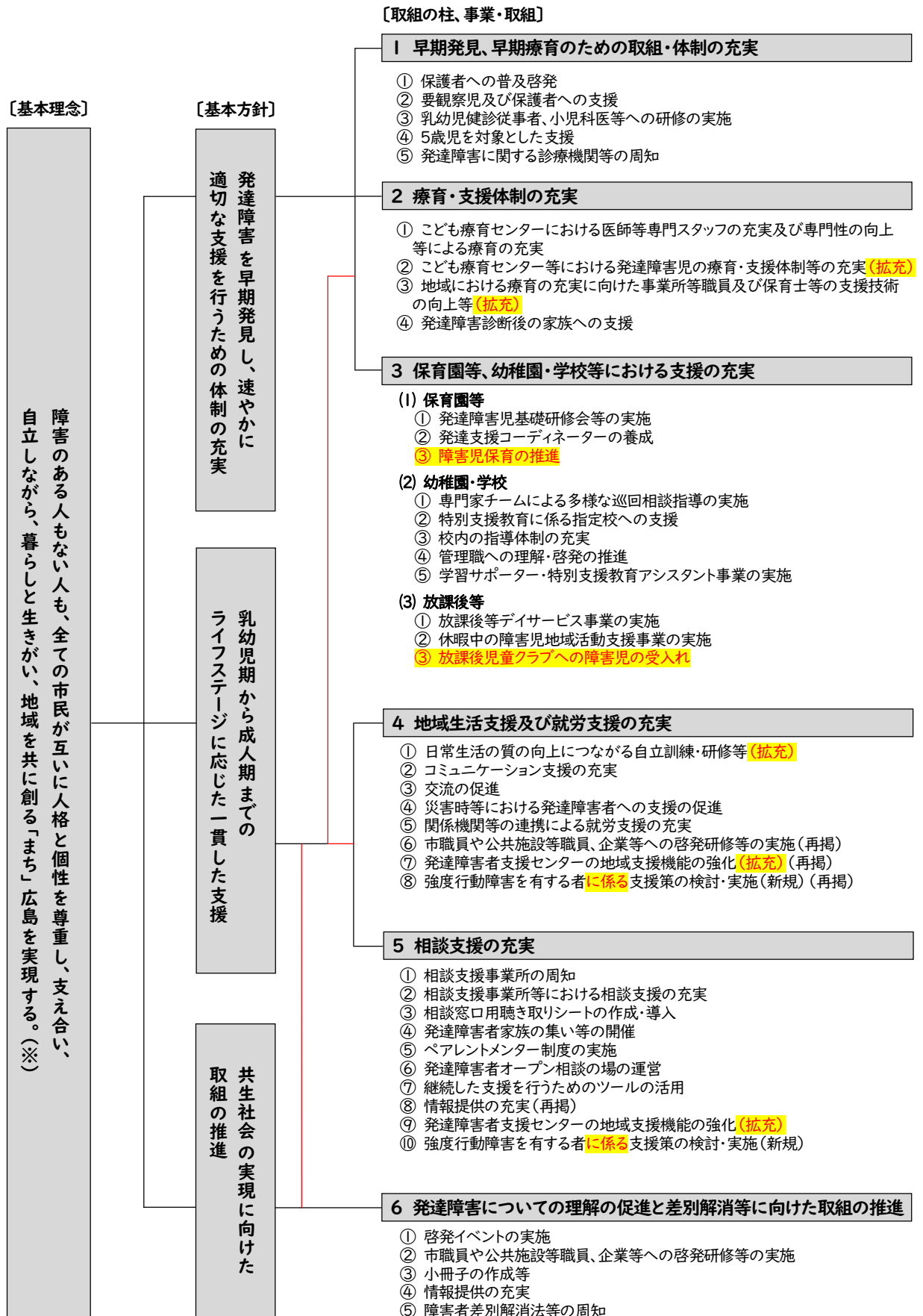
(5) 相談支援の充実

発達障害者及びその家族に対して、適切な助言や情報提供等を行う相談の場を充実させるとともに、安心して自立した地域生活を送るために関係機関が連携して継続性のある支援を行います。

(6) 発達障害についての理解の促進と差別解消等に向けた取組の推進

発達障害の特性、発達障害者及びその家族が抱える困難さ、発達障害者との関わり方等発達障害について市民の理解を促進するための講演会等を開催するとともに、差別解消等に向けた取組を行います。

6 取組の柱と施策体系



(※) 広島市障害者計画〔2024-2029〕における基本理念

7 事業・取組の推進に当たっての方向性

(1) 市民、地域団体、市民活動団体、企業等との協働

市民、民生委員・児童委員等の地域団体、ボランティア団体、企業等の多様な主体が発達障害者支援の重要性を認識し、主体的・積極的に取り組めるよう環境整備を行うとともに、地域団体、ボランティア団体、企業等と本市が協働して支援に取り組めます。

(2) 関係機関等との連携

発達障害者への支援は、医療・保健・福祉・教育・労働など様々な分野にわたっていることから、関係機関等と連携を図りながら、支援の総合的な推進に取り組みます。推進に当たっては、関係団体等におけるノウハウの活用を図ります。

(3) 発達障害者支援センターの機能強化

発達障害者支援センターは、発達障害者支援の中核的な役割を担う機関としてより専門性を高めていくとともに、地域の医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関との役割を明確にし、これら関係機関と連携することにより、支援を一層充実させていく必要があります。

そのため、地域の各関係機関との連携や困難ケースへの対応を行う発達障害者地域支援マネジャーの発達障害者支援センターへの配置を進め、地域支援機能を強化します。

発達障害者支援センターの役割

○ 相談支援

発達障害に関する相談に応じ、適切な指導又は助言、関係機関への紹介等情報提供を行う。

○ 発達支援

家庭での発達障害者の発達に関する指導又は助言、並びに情報提供を行う。

○ 就労支援

就労に向けての相談や必要な情報の提供、就労支援機関への紹介等労働関係機関との連携を図る。

○ 関係機関等に対する普及啓発及び研修

発達障害の特性や対応方法等について、関係機関等の職員を対象に普及啓発や研修を実施する。

○ 関係機関等との連携

発達障害者の支援に係る関係機関の会議や個別支援のための調整会議等に参加し、関係機関等とのネットワーク形成を図るとともに、必要に応じて相互に助言や協力を行う。

保育園等、幼稚園、学校等における発達障害児への支援については、必要に応じてこども療育センターや児童発達支援センター等に協力する。

第2章 具体的な事業・取組

1 早期発見、早期療育のための取組・体制の充実

発達障害を早期に発見し、早期に療育を行うため、乳幼児健診等の充実を図り、発達障害の可能性のある子どもを持つ保護者の気づきを促すための取組を行うとともに、こども療育センター等の医療機関への受診に至るまでの支援を行います。

事業・取組	概要	担当
① 保護者への普及啓発	乳幼児健診で配付する子どもの成長・発達や、生活習慣、健康づくりなどに関する啓発用パンフレットに、発達障害についての情報を掲載し、保護者の気づきを促進するとともに、周囲の理解を深める。	こども・家庭支援課（母子保健係）
② 要観察児及び保護者への支援	A 1歳6か月児健診の受診者のうち、発達障害と思われる支援が必要な親子に対し、遊びを通じて具体的な関わり方を指導するとともに、保護者の気づきを促すための親子教室を開催する。	こども・家庭支援課（母子保健係）、保育指導課、こども療育センター
	B 乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先を広く周知するためのリーフレットを市内の小児科等へ配布する。（1-⑤-Aの再掲）	こども・家庭支援課（母子保健係）
③ 乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施	乳幼児健診等に従事する保健師、保育士等を対象に、援助技術の習得等実践的な研修を行うとともに、小児科医等を対象に、発達障害に関する理解を深めるための研修を実施する。	こども・家庭支援課（母子保健係）、こども療育センター
④ 5歳児を対象とした支援	就学後の適切な支援に結び付けるため、各区の保健センターにおいて、5歳児を対象に、心理相談員による個別相談を実施する。	こども・家庭支援課（母子保健係）
⑤ 発達障害に関する診療機関等の周知	A 乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先を広く周知するためのリーフレットを市内の小児科等へ配布する。	こども・家庭支援課（母子保健係）
	B 早期発見、早期療育につなげるため、発達障害の診療を行う医療機関等について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載するとともに、チラシ等により各区相談窓口やこども療育センター等において周知を図る。	こども・家庭支援課（障害児支援係）

2 療育・支援体制の充実

発達障害を早期に診断し、速やかに専門的な発達支援を行うとともに、その家族への支援を充実させるため、こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門性の向上等による療育の充実を図るとともに、地域における療育の充実に向けた支援等にも取り組みます。

事業・取組	概要	担当
① こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門性の向上等による療育の充実	A こども療育センターの受診を希望する乳幼児に対し、速やかに診断を行い、診断後の適切なフォローが行えるよう、医師、心理療法士等の専門スタッフの充実を図る。	こども・家庭支援課（障害児支援係）、こども療育センター
	B こども療育センターにおいて発達障害児支援の中核となる保育士等の職員の専門性を高める研修や療育プログラムの充実等により、個々の子どもの障害の特性に応じた適切な支援を行える療育を実施する。	
② こども療育センター等における発達障害児の療育・支援体制等の充実（拡充）	発達障害児に対する障害特性に応じた適切な発達支援の提供と地域全体の障害児支援の質の底上げのため、こども療育センター等の児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担い、発達障害児の受入れ体制や支援機能の充実を図る。（拡充）	障害自立支援課、こども・家庭支援課（障害児支援係）、こども療育センター
③ 地域における療育の充実に向けた事業所等職員及び保育士等の支援技術の向上等（拡充）	A 発達障害の支援に携わる障害福祉サービス事業所等の職員（以下「事業所等職員」という。）を対象として、ソーシャルスキルトレーニング（子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを練習すること。）を学ぶ研修や、支援技術の向上・支援体制の強化につながる実践的な研修等を実施する。（拡充）	こども・家庭支援課（障害児支援係）
	B 発達障害について正しい認識を持つとともに、保育園等における発達障害児への気づきや関わり方などの一層の充実を図り、系統だてて学ぶための専門的・実践的な研修を実施する。（3-(1)-①の再掲）	保育指導課、こども療育センター
	C こども療育センター等の職員が障害児等療育支援事業や保育所等訪問支援において保育園等を訪問して助言等を行うことにより、保育園等における発達障害児支援の充実を図る。	こども・家庭支援課（障害児支援係）、こども療育センター
④ 発達障害診断後の家族への支援	A 障害のある子どもの理解と対応や支援制度等について基礎的な研修を実施する。	こども・家庭支援課（障害児支援係）、こども療育センター
	B 発達障害児の行動の特性を理解し、具体的で効果的な対処法（ペアレントトレーニング）を学ぶための実践的な研修を実施する。	こども・家庭支援課（障害児支援係）
	C 家庭等で発達障害児がタブレット型コンピュータ等のコミュニケーション・学習支援ツールなどを活用できるよう、導入方法や活用方法などを家族が学ぶ講座を実施する。	こども・家庭支援課（障害児支援係）

3 保育園等、幼稚園・学校等における支援の充実

発達障害児が学校生活や卒業後の社会生活を円滑に送ることができるよう、保育園等及び幼稚園・学校において、こども療育センター等専門機関との連携や研修の実施等を図ることにより支援の専門性を向上させるとともに、放課後活動等も含めた支援体制の充実に取り組みます。

(1) 保育園等

専門機関との連携の強化を図り、保育園等における支援の専門性を向上させるための研修を実施します。

事業・取組	概要	担当
① 発達障害児基礎研修会等の実施	発達障害について正しい認識を持つとともに、保育園等における発達障害児への気づきや関わり方などの一層の充実を図り、系統だてて学ぶための専門的・実践的な研修を実施する。	保育指導課、こども療育センター
② 発達支援コーディネーターの養成	発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター（保育園等における発達障害児支援のリーダー）の養成講座を公私立保育園等において実施する。また、養成講座の内容は、医学・療育の進歩に伴い新たな情報も取り入れていくこととする。	保育指導課、こども療育センター
③ 障害児保育の推進	障害児加配保育士の配置を行うとともに、毎年、障害児加配保育士を対象とした研修会を実施する。	保育指導課

(2) 幼稚園・学校

インクルーシブ教育システムの構築に向け、通常の学級に在籍する発達障害等特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して適切な指導及び必要な支援を行うための校内支援体制の整備・充実を図ります。

事業・取組	概要	担当
① 専門家チームによる多様な巡回相談指導の実施	大学教授、医師、学校関係者等からなる専門家チームを構成し、対象の幼児児童生徒への指導の充実と総合的な校内支援体制の整備のための指導・助言を行う。	教育委員会特別支援教育課
② 特別支援教育に係る指定校への支援	小・中学校において、特別支援教育コーディネーターの専任化を図り、インクルーシブ教育システム構築に向けた校内体制づくり等や特別支援学級における学級経営等に係る実践的な研究に取り組む「インクルーシブ教育に係る研究校」の指定を行う。	教育委員会特別支援教育課
③ 校内の指導体制の充実	A 特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）に対して、必要な知識と実践力・指導力の育成を図るための研修会を開催する。	教育委員会特別支援教育課

事業・取組	概要	担当
	B 適切な指導や必要な支援を行うための個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成・活用を促進する。 C 小・中学校等における医療的ケア体制、インクルーシブ教育システムの構築、通級による指導、高等学校段階の特別支援教育の推進等、本市の特別支援教育の充実を図るための支援体制について検討する。	
④ 管理職への理解・啓発の推進	発達障害等特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒について、また、特別支援教育に係る園・校内体制の整備・充実の具現化について、理解・啓発を図るために、管理職を対象に講演会を開催するとともに指導資料を作成・配付する。	教育委員会特別支援教育課
⑤ 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業の実施	小中学校等の通常の学級に在籍する肢体不自由児への支援を行う特別支援教育アシスタント及び障害のある児童生徒等に限定せず学習支援を行う学習サポーターを配置し、学校生活における指導の補助及び安全確保等の支援を行う。	教育委員会特別支援教育課

(3) 放課後等

放課後や夏休み等の長期休暇中に活動できる場の確保と活動内容の充実に努めます。また、特別支援学校・学級と地域との交流などにより、市民の発達障害等への理解の促進に努めます。

事業・取組	概要	担当
① 放課後等サービス事業の実施	放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児（発達障害児を含む。）の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。	障害自立支援課
② 休暇中の障害児地域活動支援事業の実施	土曜・日曜及び長期休暇中に、障害児（発達障害児を含む。）と地域の児童生徒とがゲームやリズム遊び等によりふれあう行事等を実施する。	障害福祉課
③ 放課後児童クラブへの障害児の受入れ	放課後児童クラブへの障害児（発達障害児を含む。）の受入れに対応するため、臨時指導員を配置するとともに、指導員への障害児に関する研修を実施する。	教育委員会放課後対策課

4 地域生活支援及び就労支援の充実

発達障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、関係機関との連携強化の下、障害の特性に応じた生活環境整備のほか発達障害者やその家族への生活支援の充実とともに、就労に向けた支援に取り組みます。

事業・取組	概要	担当
① 日常生活の質の向上につながる自立訓練・研修等 (拡充)	A 発達障害の支援に携わる事業所等職員を対象として、ソーシャルスキルトレーニング（子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを練習すること。）を学ぶ研修や、支援技術の向上・支援体制の強化につながる実践的な研修等を実施する。 (拡充) (2-③-Aの再掲)	こども・家庭支援課（障害児支援係）
	B 発達障害者が円滑に日常生活を送ることができるようにするため、自立訓練・研修等を実施する。 (拡充)	こども・家庭支援課（障害児支援係）、発達障害者支援センター
② コミュニケーション支援の充実	市民や事業所等に対し、コミュニケーション支援ボードの活用について周知を図る。また、円滑な意思疎通が可能となるよう、様々なコミュニケーション手法及びその活用方法の情報を収集し、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）などで発達障害者やその家族、支援者等に周知することにより、活用を促す。	こども・家庭支援課（障害児支援係）
③ 交流の促進	発達障害者が周りの人々と交流し円滑に日常生活を送ることができるよう支援し、交流の促進を図る。また、大学、社会福祉協議会やNPO法人等と連携し、活動を支援するボランティアを育成する。	こども・家庭支援課（障害児支援係）
④ 災害時等における発達障害者への支援の促進	A コミュニケーション支援ボード（災害編）や発達障害者を対象とした防災に関するハンドブック等について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載するとともに、市民講演会等での情報提供を行うことにより、災害時における発達障害者への支援について周知を図る。	こども・家庭支援課（障害児支援係）
	B 災害等の非常時に適切な支援が行えるよう、地域の身近な支援者である民生委員等に対して、コミュニケーション支援ボード（災害編）の配付や障害の特性について理解を深めてもらう取組を実施する。	
⑤ 関係機関等の連携による就労支援の充実	A 相談支援機関、就労支援機関、就労先等の連携による相談、就労、職場定着等の支援を充実する。	障害自立支援課、精神保健福祉課、発達障害者支援センター

事業・取組	概要	担当
	B 障害者職業センターが実施する発達障害者を対象とした就労支援プログラムにおいて、発達障害者支援センターが「発達障害の特性」に関する講習会を実施する。	発達障害者支援センター
⑥ 市職員や公共施設等職員、企業等への啓発研修等の実施（再掲）	各区相談窓口等の市職員や公共施設等職員、企業等を対象として、発達障害に関する理解と対応等についての研修等を行う。（6-②の再掲）	障害自立支援課、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター
⑦ 発達障害者支援センターの地域支援機能の強化（拡充）（再掲）	発達障害者が可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられる体制を整備するため、発達障害者地域支援マネジャーの発達障害者支援センターへの配置を進め、地域の相談支援機関等との協力関係を強化する。（拡充）（5-⑨の再掲）	発達障害者支援センター
⑧ 強度行動障害を有する者に係る支援策の検討・実施（新規）（再掲）	強度行動障害の状態の予防につながる自閉スペクトラム症や知的障害の子どもへの幼児期からの支援のほか、強度行動障害を有する者へ適切な環境調整や支援が継続的に提供されるよう、具体的な事業・取組を検討し、実施に向けて取り組む。（新規）（5-⑩の再掲）	障害福祉課、障害自立支援課、精神保健福祉課、こども・家庭支援課（障害児支援係）、発達障害者支援センター

5 相談支援の充実

発達障害者及びその家族に対して、適切な助言や情報提供等を行う相談の場を充実させるとともに、安心して自立した地域生活を送るために関係機関が連携して連続性のある支援を行います。

事業・取組	概要	担当
① 相談支援事業所の周知	障害者の支援を行う相談支援事業所などについて、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載するとともに、各区相談窓口やこども療育センター等において周知を図る。	こども・家庭支援課（障害児支援係）
② 相談支援事業所等における相談支援の充実	相談支援事業所等の職員に対して、身近な地域において的確な相談支援が可能となるよう、特性のアセスメントや支援方法のプランニングなどを内容とする発達障害者相談支援従事者研修を実施する。	発達障害者支援センター
③ 相談窓口用聴き取りシートの作成・導入	発達障害者の相談窓口の職員が発達障害の特性をその場で簡便に聴き取り、的確な相談対応などに使用できる聴き取りシートを作成し、導入する。	こども・家庭支援課（障害児支援係）
④ 発達障害者家族の集い等の開催	A 18歳未満の発達障害児の家族を対象として、障害の早期受容と支援制度等の周知を図るため、同じ悩みを抱える家族同士が気軽に情報交換ができる場（発達障害者家族の集い）を提供する。	こども・家庭支援課（障害児支援係）、発達障害者支援センター

事業・取組	概要	担当
	B 思春期以降 の発達障害者の家族を対象とした情報交換ができる場（思春期～成人期発達障害者家族の集い）を提供する。	発達障害者支援センター
	C 思春期、青年期の発達障害者の家族等を対象に、心の理解や日常的な相談援助の方法などに関する講座を開催する。	こども・家庭支援課（障害児支援係）
⑤ ペアレントメンター制度の実施	発達障害のある子どもの子育て経験のある保護者が、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けた保護者などに対して相談や助言を行う「ペアレントメンター制度」を実施する。	こども・家庭支援課（障害児支援係）、発達障害者支援センター
⑥ 発達障害者オープン相談の場の運営	発達障害者を対象として、人と関わることのできる機会を提供するとともに、発達障害者が持つ悩みや不安に対する相談支援等を行う。	こども・家庭支援課（障害児支援係）、発達障害者支援センター
⑦ 継続した支援を行うためのツールの活用	支援が必要となる発達障害者等のプロフィール、こども療育センターでの支援内容等を保護者が書き綴り、関係機関（医師、学校の教員等）に提示できるサポートファイルをこども療育センター等で保護者に配付するとともに、サポートファイルの意義や書き方などの研修会を開催する。	こども・家庭支援課（障害児支援係）
⑧ 情報提供の充実（再掲）	市民と市政などの広報紙及び市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」、「特別支援教育」等に、発達障害の特性、広島市の取組等を分かりやすく掲載する。 併せて、発達障害者への支援に関する情報（医療費補助等の福祉制度、相談支援事業所等の相談窓口、就労支援の取組等）を集約し、必要な情報に容易にたどり着けるよう、「発達障害支援ネットひろしま」を整備する。（6-④の再掲）	こども・家庭支援課（障害児支援係）、特別支援教育課
⑨ 発達障害者支援センターの地域支援機能の強化（ 拡充 ）	発達障害者が可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられる体制を整備するため、発達障害者地域支援マネジャーの発達障害者支援センターへの配置を進め、地域の相談支援機関等との協力関係を強化する。（ 拡充 ）	発達障害者支援センター
⑩ 強度行動障害を有する者に 係る 支援策の検討・実施（新規）	強度行動障害の状態の予防につながる自閉スペクトラム症や知的障害の子どもへの幼児期からの支援のほか、強度行動障害を有する者へ適切な環境調整や支援が継続的に提供されるよう、具体的な事業・取組を検討し、実施に向けて取り組む。（新規）	障害福祉課、障害自立支援課、精神保健福祉課、こども・家庭支援課（障害児支援係）、発達障害者支援センター

6 発達障害についての理解の促進と差別解消等に向けた取組の推進

発達障害の特性、発達障害者及びその家族が抱える困難さ、発達障害者との関わり方等発達障害について市民の理解を促進するための講演会等を開催するとともに、差別解消等に向けた取組を行います。

事業・取組	概要	担当
① 啓発イベントの実施	A 市民を対象として、「強度行動障害」などを含めた発達障害の特性、身近な地域での支援の重要性、発達障害者との関わり方等について理解を促進するために、関係機関との連携の下、専門家による講演会を実施する。	こども・家庭支援課（障害児支援係）、特別支援教育課、発達障害者支援センター
	B 世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間に関連して、広島城のブルーライトアップ等を実施する。	こども・家庭支援課（障害児支援係）
② 市職員や公共施設等職員、企業等への啓発研修等の実施	各区相談窓口等の市職員や公共施設等職員、企業等を対象として、発達障害に関する理解と対応等についての研修等を行う。	障害自立支援課、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター
③ 小冊子の作成等	発達障害者やその家族がどこに行けばどのような支援、サービスを受けることができるのかをまとめた小冊子（リソースブック）を作成し、市ホームページへ掲載する。	こども・家庭支援課（障害児支援係）
④ 情報提供の充実	市民と市政などの広報紙及び市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」、「特別支援教育」等に、発達障害の特性、本市の取組等を分かりやすく掲載する。 併せて、発達障害者への支援に関する情報（医療費補助等の福祉制度、相談支援事業所等の相談窓口、就労支援の取組等）を集約し、必要な情報に容易にたどり着けるよう、「発達障害支援ネットひろしま」を整備する。	こども・家庭支援課（障害児支援係）、特別支援教育課
⑤ 障害者差別解消法等の周知	障害者差別解消法や令和2年10月に施行した広島市障害者差別解消推進条例について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載するなど、周知を図る。	障害福祉課、こども・家庭支援課（障害児支援係）

第3章 事業展開

Ⅰ 年度別の事業展開

Ⅰ 早期発見、早期療育のための取組・体制の充実

事業・取組	令和 5 (2023) 年度	6 (2024) 年度	7~11 (2025~2029) 年度
① 保護者への普及啓発	パンフレットの作成・配布	パンフレットの作成・配布	パンフレットの作成・配布
② 要観察児及び保護者への支援	A 親子教室の開催(各区で実施) B 相談先案内用リーフレット配布(1-⑤-Aの再掲)	A 親子教室の開催(各区で実施) B 相談先案内用リーフレット配布(1-⑤-Aの再掲)	A 親子教室の開催(各区で実施) B 相談先案内用リーフレット配布(1-⑤-Aの再掲)
③ 乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施	研修の実施	研修の実施	研修の実施
④ 5歳児を対象とした支援	発達相談の実施(各区で実施)	発達相談の実施(各区で実施)	発達相談の実施(各区で実施)
⑤ 発達障害に関する診療機関等の周知	A 相談先案内用リーフレット配布 B 市ホームページへの掲載及び各区相談窓口等での周知	A 相談先案内用リーフレット配布 B 市ホームページへの掲載及び各区相談窓口等での周知	A 相談先案内用リーフレット配布 B 市ホームページへの掲載及び各区相談窓口等での周知

2 療育・支援体制の充実

事業・取組	令和 5 (2023) 年度	6 (2024) 年度	7~11 (2025~2029) 年度
① こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門性の向上等による療育の充実	A スタッフの充実 B 保育士等の研修の実施、外来療育教室の支援内容の改善及びタブレット型コンピュータの活用研修の実施	A スタッフの充実 B 保育士等の研修の実施、外来療育教室の支援内容の改善及びタブレット型コンピュータの活用研修の実施	A スタッフの充実 B 保育士等の研修の実施、外来療育教室の支援内容の改善及びタブレット型コンピュータの活用研修の実施
② こども療育センター等における発達障害児の療育・支援体制等の充実(拡充)	こども療育センター(光町)での受入体制整備 (北部・西部こども療育センターでの受入体制整備済) 地域における児童発達支援センターの具体的な役割の整理	こども療育センター(光町)での受入体制整備 地域における児童発達支援センターの取組内容の検討	こども療育センター(光町)での受入体制整備・拡充 地域における児童発達支援センターの取組内容の検討・実施
③ 地域における療育の充実に向けた事業所等職員及び保育士等の支援技術の向上等(拡充)	A 地域における療育の充実に向けた専門研修等の実施 B 保育園等における研修の実施(3-(1)-①の再掲) C 保育所等訪問支援等	A 研修拡充内容の検討 B 保育園等における研修の実施(3-(1)-①の再掲) C 保育所等訪問支援等	A 研修拡充内容の検討・実施 B 保育園等における研修の実施(3-(1)-①の再掲) C 保育所等訪問支援等
④ 発達障害診断後の家族への支援	A 基礎的研修の実施 B 実践的研修の実施 C 保護者を対象としたICT機器活用講座の実施	A 基礎的研修の実施 B 実践的研修の実施 C 保護者を対象としたICT機器活用講座の実施	A 基礎的研修の実施 B 実践的研修の実施 C 保護者を対象としたICT機器活用講座の実施

3 保育園等・幼稚園・学校等における支援の充実

(1) 保育園等

事業・取組	令和 5 (2023) 年度	6 (2024) 年度	7～11 (2025～2029) 年度
① 発達障害児基礎研修会等の実施	保育園等における研修の実施	保育園等における研修の実施	保育園等における研修の実施
② 発達支援コーディネーターの養成	保育園等における養成講座の実施	保育園等における養成講座の実施	保育園等における養成講座の実施
③ 障害児保育の推進	障害児加配保育士の配置及び研修の実施	障害児加配保育士の配置及び研修の実施	障害児加配保育士の配置及び研修の実施

(2) 幼稚園・学校

事業・取組	令和 5 (2023) 年度	6 (2024) 年度	7～11 (2025～2029) 年度
① 専門家チームによる多様な巡回相談指導の実施	巡回相談指導の実施	巡回相談指導の実施	巡回相談指導の実施
② 特別支援教育に係る指定校への支援	インクルーシブ教育実践研究校の指定	インクルーシブ教育に係る研究校の指定	インクルーシブ教育に係る研究校の指定
③ 校内の指導体制の充実	A 特別支援教育コーディネーター研修会の開催 B 個別の指導計画等の作成・活用 C 特別支援教育体制充実検討会議の開催	A 特別支援教育コーディネーター研修会の開催 B 個別の指導計画等の作成・活用 C 特別支援教育体制充実の検討	A 特別支援教育コーディネーター研修会の開催 B 個別の指導計画等の作成・活用 C 特別支援教育体制充実の検討
④ 管理職への理解・啓発の推進	講演会の開催、指導資料の作成・配付	講演会の開催、指導資料の作成・配付	講演会の開催、指導資料の作成・配付
⑤ 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業の実施	学習サポーター・特別支援教育アシスタントの配置	学習サポーター・特別支援教育アシスタントの配置	学習サポーター・特別支援教育アシスタントの配置

(3) 放課後等

事業・取組	令和 5 (2023) 年度	6 (2024) 年度	7～11 (2025～2029) 年度
① 放課後等デイサービス事業の実施	事業の実施	事業の実施	事業の実施
② 休暇中の障害児地域活動支援事業の実施	事業の実施	事業の実施	事業の実施
③ 放課後児童クラブへの障害児の受入れ	臨時指導員の配置及び研修の実施	臨時指導員の配置及び研修の実施	臨時指導員の配置及び研修の実施

4 地域生活支援及び就労支援の充実

事業・取組	令和 5 (2023) 年度	6 (2024) 年度	7~11 (2025~2029) 年度
① 日常生活の質の向上につながる自立訓練・研修等(拡充)	A 地域における療育の充実に向けた専門研修等の実施(2-③-Aの再掲)	A 研修拡充内容の検討(2-③-Aの再掲)	A 研修拡充内容の検討・実施(2-③-Aの再掲)
	B 整理収納講座等の実施	B 研修等拡充内容の検討	B 研修等拡充内容の検討・実施
② コミュニケーション支援の充実	コミュニケーション支援ボードの周知	コミュニケーション手法及びその活用方法に係る情報収集・周知	コミュニケーション手法及びその活用方法に係る情報収集・周知
	携帯用アプリ等を市ホームページ等で情報提供	(上記取組に集約)	(上記取組に集約)
③ 交流の促進	取組内容の検討	当事者参加型の講座等の検討・実施	当事者参加型の講座等の検討・実施
④ 災害時等における発達障害者への支援の促進	A コミュニケーション支援ボード(災害編)、防災ハンドブック等の周知	A コミュニケーション支援ボード(災害編)、防災ハンドブック等の周知	A コミュニケーション支援ボード(災害編)、防災ハンドブック等の周知
	B 災害時の支援について民生委員等への周知	B 災害時等の支援について民生委員等の理解促進を図る取組の検討	B 災害時等の支援について民生委員等の理解促進を図る取組の検討・実施
⑤ 関係機関等の連携による就労支援の充実	A 連携による支援	A 連携による支援	A 連携による支援
	B 障害者職業センター就労支援プログラムにおける講習会等の実施	B 障害者職業センター就労支援プログラムにおける講習会等の実施	B 障害者職業センター就労支援プログラムにおける講習会等の実施
⑥ 市職員や公共施設等職員、企業等への啓発研修等の実施(再掲)	発達障害への理解と対応に係る研修等の実施(6-②の再掲)	発達障害への理解と対応に係る研修等の実施(6-②の再掲)	発達障害への理解と対応に係る研修等の実施(6-②の再掲)
⑦ 発達障害者支援センターの地域支援機能の強化(拡充)(再掲)		(地域支援マネジャーの配置、地域機関等との協力関係の強化)(5-⑨の再掲)	(地域支援マネジャーの配置、地域機関等との協力関係の強化)(5-⑨の再掲)
⑧ 強度行動障害を有する者に係る支援策の検討・実施(新規)(再掲)		取組の検討(5-⑩の再掲)	取組の検討・実施(5-⑩の再掲)

5 相談支援の充実

事業・取組	令和 5 (2023) 年度	6 (2024) 年度	7~11 (2025~2029) 年度
① 相談支援事業所の周知	市ホームページへの掲載及び各区相談窓口等での周知	市ホームページへの掲載及び各区相談窓口等での周知	市ホームページへの掲載及び各区相談窓口等での周知
② 相談支援事業所等における相談支援の充実	発達障害者相談支援従事者研修の実施	発達障害者相談支援従事者研修の実施	発達障害者相談支援従事者研修の実施
③ 相談窓口用聴き取りシートの作成・導入	作成に向けての情報収集	導入に向けた内容の検討	作成・導入
④ 発達障害者家族の集い等の開催	A 発達障害者家族の集い開催 B 思春期~成人期発達障害者家族の集い開催 C 家族等を対象とした相談支援講座の実施	A 発達障害者家族の集い開催 B 思春期~成人期発達障害者家族の集い開催 C 家族等を対象とした相談支援講座の実施	A 発達障害者家族の集い開催 B 思春期~成人期発達障害者家族の集い開催 C 家族等を対象とした相談支援講座の実施
⑤ ペアレントメンター制度の実施	制度の検討・実施	制度の実施	制度の実施
⑥ 発達障害者オープン相談の場の運営	オープン相談の場の運営	オープン相談の場の運営	オープン相談の場の運営
⑦ 継続した支援を行うためのツールの活用	サポートファイルの配付、研修会の開催	サポートファイルの配付、研修会の開催	サポートファイルの配付、研修会の開催
⑧ 情報提供の充実(再掲)	市ホームページ等への掲載(6-④の再掲)	市ホームページ等への掲載(6-④の再掲) ホームページサイトの整備・実施(6-④の再掲)	市ホームページ等への掲載(6-④の再掲) ホームページサイトの整備・実施(6-④の再掲)
⑨ 発達障害者支援センターの地域支援機能の強化(拡充)		(地域支援マネジャーの配置、地域機関等との協力関係の強化)	(地域支援マネジャーの配置、地域機関等との協力関係の強化)
⑩ 強度行動障害を有する者に係る支援策の検討・実施(新規)		取組の検討・実施	取組の検討・実施

6 発達障害についての理解の促進と差別解消等に向けた取組の推進

事業・取組	令和 5 (2023) 年度	6 (2024) 年度	7~11 (2025~2029) 年度
① 啓発イベントの実施	A 講演会の開催	A 講演会の開催	A 講演会の開催
	B ライトアップ等の実施	B ライトアップ等の実施	B ライトアップ等の実施
② 市職員や公共施設等職員、企業等への啓発研修等の実施	発達障害への理解と対応に係る研修等の実施	発達障害への理解と対応に係る研修等の実施	発達障害への理解と対応に係る研修等の実施
③ 小冊子の作成等	リソースブックの情報更新・ホームページ掲載	リソースブックのホームページ掲載	リソースブックの情報更新・ホームページ掲載
④ 情報提供の充実	市ホームページ等への掲載	市ホームページ等への掲載	市ホームページ等への掲載
		ホームページサイトの整備・実施	ホームページサイトの整備・実施
⑤ 障害者差別解消法等の周知	市ホームページ等で周知	市ホームページ等で周知	市ホームページ等で周知

※この表の赤字及び黄色マーカーは、現行プログラムからの変更箇所を示しています。

2 ライフステージに応じた事業展開

	乳幼児期 (義務教育開始前)	学齢期 (義務教育期間)	青年期 (義務教育修了から17歳まで)	成人期 (18歳以上)	
1 早期発見、 早期療育の ための取組・ 体制の充実	○保護者への普及啓発 ○要観察児及び保護者への支援 ○乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施 ○5歳児を対象とした支援				
	○発達障害に関する診療機関等の周知				
2 療育・支援 体制の充実					
	○こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門性の向上等による療育の充実				
	★こども療育センター等における発達障害児の療育・支援体制等の充実				
	★地域における療育の充実に向けた事業所等職員及び保育士等の支援技術の向上等 ○発達障害診断後の家族への支援				
3 保育園等、 幼稚園・学校 等における支 援の充実	保育園等 ○発達障害児基礎研修会等の実施 ○発達支援コーディネーターの養成 ○障害児保育の推進				
	幼稚園・学校 ○専門家チームによる多様な巡回相談指導の実施 ○管理職への理解・啓発の推進 ○学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業の実施 ○校内の指導体制の充実				
		○特別支援教育に係る指定校への支援			
		放課後等 ○放課後等デイサービス事業の実施 ○休暇中の障害児地域活動支援事業の実施 ○放課後児童クラブへの受入れ			
4 地域生活 支援及び就 労支援の充 実	★日常生活の向上につながる自立訓練・研修等 ○コミュニケーション支援の充実 ○交流の促進 ○災害時等における発達障害者への支援の促進 ○市職員や公共施設等職員、企業等への啓発研修等の実施（再掲）				
			○関係機関等の連携による就労支援の充実		
5 相談支援 の充実	★発達障害者支援センターの地域支援機能の強化 ●強度行動障害を有する者に係る支援策の検討・実施				
	○相談支援事業所の周知 ○相談窓口用聴き取りシートの作成・導入 ○ペアレントメンター制度の実施		○相談支援事業所等における相談支援の充実 ○発達障害者家族の集い等の開催 ○継続した支援を行うためのツールの活用		
			○発達障害者オープン相談の場の運営		
6 発達障害 についての理 解の促進と 差別解消等 に向けた取 組の推進	○情報提供の充実				
	○啓発イベントの実施 ○小冊子の作成等		○市職員や公共施設等職員、企業等への啓発研修等の実施 ○障害者差別解消法等の周知		

●：新規事業 ★：拡充事業 ○：継続事業

《参考》 検討経過

広島市発達障害者支援連絡調整会議の開催状況

（ 広島市発達障害者支援連絡調整会議とは、学識経験者、家族の代表、関係機関等で構成し、発達障害者に対する総合的なサービスのあり方を検討するとともに、発達障害者支援センターの実施状況の報告、連絡調整などを行うための会議である。）

開催時期	協議内容
令和5（2023）年 5月29日	プログラムの策定について （事業・取組における現状と課題、スケジュール等）
令和5（2023）年 8月22日	プログラム（骨子案）について（新旧比較）
令和5（2023）年10月24日	プログラム（素案）について
令和6（2024）年 2月 6日	プログラム（案）について

広島市発達障害者支援連絡調整会議 委員名簿

（50音順、敬称略）

氏 名	所 属 団 体 等
浅田 護	一般社団法人 安芸地区医師会 学校医委員会 委員
伊藤 志麻穂	医療法人社団更生会 相談支援事業所 ネクストライフ 管理者
岩田 直子	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 広島支部 広島障害者職業センター 主幹障害者職業カウンセラー
小川 優子	社会福祉法人 広島市手をつなぐ育成会 安佐北区支部長
小畠 牧人	一般社団法人 広島市医師会 常任理事
李木 明德	広島文教大学 人間科学部 人間福祉学科 教授
西村 真一郎	一般社団法人 安佐医師会 理事
長谷部 隆一	広島国際大学 健康科学部 医療福祉学科 教授
原田 葉子	地域生活支援センター ふれあい 管理者
増谷 聡子	特定非営利活動法人 広島自閉症協会 副理事長
松田 文雄	医療法人翠星会 松田病院 院長
三戸 律恵	広島発達障害親の会 明日葉 代表
吉田 博昭	広島東公共職業安定所 統括職業指導官
米川 晃	社会福祉法人柏学園 理事長（瀬野川学園障害者相談支援事業所）

（注）令和6（2024）年3月1日現在のものである。